

レンタカー事業の新規許可申請について

静岡運輸支局 輸送・監査担当

自家用自動車を有償で貸し渡すためには国土交通大臣の許可を受けることが必要です。（道路運送法第80条）

1. 申請書の作成

まず、公示（貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取り扱いについて）を確認しながら、記載例を参考に申請書を作成してください。

【レンタカー事業許可基準等の概要（平成16年5月31日付け静運支局公示第3号より抜粋）】

①許可基準

- ・申請者およびその役員が所定の欠格事由に該当していないことが必要です。
- ・貸渡自動車のすべてを収容する車庫を有していることが必要です。
- ・貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な保障を行いうる自動車保険に加入することが必要です。

②許可申請書に添付する主な書類

- ・貸渡料金表 ・貸渡約款 ・会社登記簿謄本（個人で申請の場合は住民票）

③許可に付する条件

- ・貸渡しに付随した運転者の労務供給は禁止しています。
- ・自家用バス（定員30名以上、長さ7m以上）、霊柩車の貸渡しはできません。
- ・貸渡自動車の配置事務所において、貸渡し状況、整備状況等車両の状況を把握し、適確な管理の実施が必要です。
- ・毎年度、定期報告（前年度分の「貸渡実績報告書」「事務所別車種別配置車両数一覧表」）を5月31日までに運輸支局に提出する必要があります。

④その他

- ・許可後、登録免許税9万円が課せられます。
- ・自家用マイクロバスの貸渡しは所定の要件を満たさないを行うことができません。
- ・事務所（使用の本拠）ごと次の車両数を配置する場合、許可後に整備管理者の選任届出が必要になります。また、整備管理者の選任が必要な事業者は、届出に併せ「整備管理規程」を制定し、提出又は提示する必要があります。届出が不要な場合でも日常点検等を行う整備責任者を選任してください。

- ✓ バス（乗車定員11人以上の自動車） 1両以上
- ✓ トラック等（車両総重量8t以上、10人以下） 5両以上
- ✓ 乗用車・トラック（車両総重量8t未満、10人以下） 10両以上

2. 申請書の提出

合計2部（内1部はお控えとなりますので全てコピーでも可）用意し、静岡運輸支局に提出してください。不備等なければ、ご提出いただいてから1か月ほどで許可となります。

【提出方法】

申請書の提出については、静岡運輸支局の窓口へ直接お持ちいただいても、郵送でも構いませんが、郵送の場合は、①申請書（2部）、②申請者の連絡先（書類に不備がある場合や許可時に使用します）が記載されたメモ用紙等 を同封してください。

3. 許可書等の交付

審査が終わり、許可となりましたら、当局より電話連絡をいたします。こちらの手続きについては、郵送では行っておりませんので、直接静岡運輸支局の窓口までお越しください。

登録免許税の納付書やレンタカー登録に必要な書類もこのときにお渡しします。

4. 登録免許税の納付

許可書と同時にお渡しする納付書を使用して、登録免許税9万円を金融機関等で納付してください。納付後、静岡運輸支局へ領収証書を提出していただきます。

5. 車両のレンタカー登録

許可書と同時にお渡しする「レンタカー事業者証」を使用して、登録窓口でレンタカーの登録をしてください。

※他県においてレンタカーの許可をお持ちで、静岡県内に初出店される場合は新規の許可ではなく、事務所の新設の扱いとなりますので、申請書ではなく届出書の提出が必要となります。

問い合わせ先・郵送先

〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-25

静岡運輸支局 輸送・監査担当 TEL：054-261-2898

令和 年 月 日

↑ 提出日を記入

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

個人の場合、
屋号も記載してよい

住 所 法人の場合は登記上、個人の場合は住民票上の住所
氏名又は名称 法人の場合は会社名、個人の場合は個人名
代 表 者 名 役職・代表者氏名、個人の場合は不要

自家用自動車有償貸渡許可申請書

自家用自動車有償貸渡しを下記のとおり行いたいので、道路運送法第80条第1項及び同法施行規則第52条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名
法人の場合は登記上、個人の場合は住民票上の住所
法人の場合は会社名、個人の場合は個人名
役職・代表者名、個人の場合は不要
- 貸渡人の事務所の名称及び所在地

個人の場合、
屋号も記載してよい

| 事務所の名称 | 所在地 |
|--------|--|
| 〇〇営業所 | 車両を貸し出す位置を記入、上の住所とは異なってもよい |
| | 〇〇レンタカー、〇〇自動車 等の 屋号でも会社名そのままでもよい（申請者任意の名称を記入） |

3. 貸渡の実施計画

貸渡約款に定められたもののほか、別添のとおり実施する。

4. 貸渡しを必要とする理由

各自で記入

(例) お客様から要望があったため

添付書類

1. 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類 ←様式任意
2. 会社登記簿謄本（個人にあつては住民票、新法人にあつては発起人名簿）
3. 宣誓書（欠格事項）
4. 事務所別車種別配置車両数一覧表
5. 貸渡しの実施計画

法人の場合は法人としてのもの
+
役員個人のもの（監査役含む）

〔レンタカー型カーシェアリング〕

上記1. ～5. の他

6. カーシェアリングに使用する自動車の車名及び型式
7. 6.の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
8. 7.の保管場所を管理する事務所の所在地
9. IT等の活用により行う車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況の把握方法
10. 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
11. 会員規約又は契約書
12. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書
（レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）を実施する場合に限る。）

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記①及び④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日 ←書いた日を記載

住 所

氏名又は名称

代表者名

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

監査役含め、役員全員分が必要

宣 誓 書

- ① 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ② 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者。
- ③ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ④ 一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者（当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から2年を経過していない者。
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前記①及び④に該当する者。
- ⑥ 申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者。

私は、以上の項目に該当しないものであることを宣誓致します。

令和 年 月 日 ←書いた日を記載

氏 名

貸渡しの実施計画

(1) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画

① 事務所ごとに配置する責任者

| 事務所名 | 役職 | 氏名 |
|--------------|--------------|----|
| 1枚目と同様の名称を記載 | 店長、部長、代表取締役等 | |
| | | |
| | | |

② 従業員への指導・研修の計画等

- ・ 新規採用の従業員に対して、自動車運送事業類似行為防止を図るための道路運送法関係法令の研修を行うとともに、毎年1回責任者から全従業員に対して講習を行うこととする。
- ・ 自動車運送事業類似行為防止を図るための小冊子を作成し、全従業員に配布する。

(2) 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

貸渡しに関しては、「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」(平成16年3月16日付け国自旅第234号)の趣旨を徹底し、運転者に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努めることとする。

↑こちらは記載例ですので、記載内容を変更していただいても結構です。

(3) その他貸渡しの適正化を図るための計画

① 保険の加入状況・加入計画

貸渡しを行う車両の全てについて、次の任意保険(共済)に加入する。

| 保険内訳 | 補償金額 | 保険会社名 |
|----------------------------------|---|-----------------|
| 対人保険 | 公示に記載されている 最低金額以上の額を記載 ※約款に記載する額と齟齬がないように 万円 | (例) ○○保険株式会社 |
| 対物保険 | | ○○保険株式会社 |
| 搭乗者保険 (搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。) | | ○○保険株式会社 |

② 整備管理者(整備責任者)の配置計画等

| 事務所名 | 氏名 | 資格の有無 |
|--------------|----|-------|
| 1枚目と同様の名称を記載 | | 有・無 |
| | | |

事務所(使用の本拠)ごと次の車両数を配置する場合、静岡運輸支局整備担当に整備管理者の選任届出が必要になります(道路運送車両法第50条、同法施行規則第31条の3)。また、届出に併せ「整備管理規程」を制定する必要があります。届出が不要の場合でも日常点検等を行う整備責任者を選任してください。

- ・ バス(乗車定員11人以上の自動車) : 1両以上
- ・ トラック等(車両総重量8t以上、10人以下) : 5両以上
- ・ 乗用車・トラック(車両総重量8t未満、10人以下) : 10両以上

中部運輸局 静岡運輸支局長 殿

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）
を実施する場合のみ必要
実施しない場合は不要

レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る

確 約 書

私（当社）は、レンタカー型カーシェアリングを乗り捨て（ワンウェイ）方式により行うにあたり、貸渡自動車の配置事務所を

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第3号に定める「保管場所」として確保するとともに、
- ・ 道路運送車両法第7条第1項第5号に定める「使用の本拠の位置」とすることを確約します。

令和 年 月 日 ←書いた日を記載

住 所
氏名又は名称
代表者名